

米沢市青果物地方卸売市場条例施行規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

米沢市長 中 川 勝

## 米沢市規則第 11 号

### 米沢市青果物地方卸売市場条例施行規則

米沢市青果物地方卸売市場条例施行規則（昭和 47 年米沢市規則第 16 号）の全部を改正する。

#### 目 次

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 市場関係事業者

第 1 節 卸売業者（第 6 条）

第 2 節 買受人（第 7 条—第 11 条）

第 3 節 関連事業者（第 12 条・第 13 条）

第 3 章 売買取引及び決済の方法（第 14 条—第 21 条）

第 4 章 市場施設の使用（第 22 条—第 24 条）

第 5 章 管理（第 25 条—第 29 条）

第 6 章 雑則（第 30 条）

#### 附則

##### 第 1 章 総則

###### （目的）

第 1 条 この規則は、米沢市青果物地方卸売市場条例（令和 2 年米沢市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 44 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

###### （用語）

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

###### （開場の期日）

第 3 条 条例第 5 条第 1 項第 1 号の規則で定める日は、日曜日から土曜日までの 1 週間に国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日がある場合の当該 1 週間に属する水曜日とする。ただし、当該水曜日が同法に規定する休日である場合は、この限りでない。

(販売開始の時刻)

第4条 条例第6条第2項の規則で定める販売開始時刻は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 4月から11月まで 午前7時
- (2) 12月から翌年3月まで 午前7時30分

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の時刻を変更することができる。

(開場期日等の変更の周知)

第5条 条例第7条の規定による開場期日等の変更及び第4条第2項の規定による販売開始時刻の変更は、市長が卸売業者にその旨を通知し、卸売業者が直ちにその旨を関係者に周知することにより行うものとする。

## 第2章 市場関係事業者

### 第1節 卸売業者

(販売開始時刻の告知方法)

第6条 卸売業者は、第4条に規定する販売開始時刻を電鈴又は振鈴をもって告知する。

### 第2節 買受人

(買受人の承認申請)

第7条 条例第12条第1項の規定により買受人の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を次項に定める必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請年月日
- (2) 申請者の住所（法人の場合は所在地。以下同じ。）及び氏名（法人の場合は名称及び代表氏名。以下同じ。）
- (3) 買受人の住所及び氏名
- (4) 買受人（個人の場合を除く。）の資本金の額又は出資額及び役員の名
- (5) 取扱品目及び買受見込高

2 前項の必要書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者が個人の場合。
  - ア 履歴書
  - イ 戸籍抄本
  - ウ 住民票抄本

エ 納税証明書

(2) 申請者が法人のとき。

ア 定款又は規約

イ 登記事項証明書

ウ 貸借対照表

エ 株主若しくは出資者又は組合員名簿

3 市長は、買受人の申請の承認をしたときは、書面により当該申請者に通知するものとする。

(承認期間)

第8条 買受人の承認期間は、承認の日から起算して5年とする。

2 前条第1項の規定は、買受人が前項の承認期間満了後に引き続き買受人の承認を受けようとする場合に準用する。この場合において、申請の時期は承認期間満了の日の30日前までとし、必要書類は次に掲げるものとする。

(1) 住民票抄本（法人にあつては登記事項証明書）

(2) 使用人名簿

(3) 買受代金の完納を証する書面

(名称変更等の届出)

第9条 条例第13条第1項第1号の規定に該当する場合の届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

(1) 届出年月日

(2) 届出者の住所及び氏名

(3) 変更前及び変更後の内容

(4) 変更の発生日及び発生理由

2 条例第13条第1項第2号の規定に該当する場合の届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。この場合において、買受人が法人のときは業務廃止に係る決議録の写しを添付しなければならない。

(1) 届出年月日

(2) 届出者の住所及び氏名

(3) 廃止の理由

(4) 廃止予定年月日

(死亡又は解散による届出)

第10条 条例第13条第2項の規定による買受人が死亡し、又は法人である買

受人が解散したときの届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 届出年月日
  - (2) 届出人（相続人又は精算人）の住所及び氏名
  - (3) 買受人の住所及び氏名
  - (4) 買受人の死亡又は解散の理由及び発生日
- （買受人章）

第11条 市長は、買受人の申請の承認をしたときは、別に定める買受人章を交付する。

2 買受人は、前項の規定により交付された買受人章を市場内において常に着用しなければならない。

### 第3節 関連事業者

（関連事業者の許可申請書）

第12条 条例第16条第2項の規定により関連事業者の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を次項に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請年月日
- (2) 申請者の住所及び氏名
- (3) 関連事業の業種及び取扱品目

2 前項の添付種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 履歴書
- (2) 戸籍抄本
- (3) 住民票の写し
- (4) 資産調書

（準用規定）

第13条 第7条から第10条までの規定は、関連事業者について準用する。

### 第3章 売買取引及び決済の方法

（買受人以外の者に対する卸売の届出）

第14条 卸売業者は、条例第25条第2項の規定により、買受人以外の者に対して卸売をしたときは、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

- (1) 届出年月日

- (2) 届出人の卸売業者名
- (3) 品名及び数量
- (4) 販売単位（定価売りの場合に限る。）及び販売方法
- (5) 卸売の相手方の氏名
- (6) 買受人以外の者に対して卸売をした理由
- (7) その他当該卸売に係る必要事項

（受託契約約款）

第15条 条例第26条の規定による受託契約約款には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 受託物品の受渡しに関する事。
- (2) 送り状又は発送案内に関する事。
- (3) 受託物品の上場に関する事。
- (4) 委託者の負担すべき費用に関する事。
- (5) 売買仕切金（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税額（以下単に「消費税額」という。）を含む。）及び売買仕切書に関する事。
- (6) 事故処理に関する事。
- (7) 前各号に定めるもののほか、受託契約に必要な事。

（買受物品の即時引取り）

第16条 買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。

- 2 卸売業者は、正当な理由がなく買受人が引取りを怠ったと認められるときは、買受人の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。
- 3 卸売業者は、前項の規定により、催告をしないで他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（消費税額を含む。以下同じ。）が同項の引取りを怠ったと認められる買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額を当該買受人に請求することができる。

（卸売予定数量等の報告）

第17条 条例第28条第1項の規定による売買取引の結果等を公表するため、卸売業者は、同条第2項に規定する卸売予定数量並びに卸売数量及び卸売価格を市長が別に定める時まで、市長に報告しなければならない。

2 前項の卸売予定数量の報告は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 報告年月日
- (2) 報告に係る卸売業者名
- (3) 入荷品の品目、産地、内容量及び卸売予定数量並びに当該内容量及び卸売予定数量の合計
- (4) 貯蔵品の品目、産地、内容量及び卸売予定数量並びに当該内容量及び卸売予定数量の合計
- (5) 入荷品及び貯蔵品の内容量及び卸売予定数量の総計

3 第1項の卸売数量及び卸売価格の報告は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 報告年月日
- (2) 報告に係る卸売業者名
- (3) 卸売に係る品名、品種、産地、等級、取扱数量及び単位
- (4) 前号に係る卸売価格の高値、中値及び安値  
(委託手数料の額)

第18条 条例第30条第1項の規則で定める額は、卸売金額に次に掲げる取扱品目の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときには、これを四捨五入して得た額）とする。

- (1) 野菜（きのこを含む。）及びその加工品 100分の8.5
- (2) 果実及びその加工品 100分の7.0
- (3) 花き 100分の8.5
- (4) 鳥卵 100分の3.0
- (5) その他 100分の3.0

2 条例第30条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 届出年月日
- (2) 届出に係る卸売業者名
- (3) 取扱品目及び委託手数料の額
- (4) その他当該委託手数料の額の設定又は変更に係る必要事項  
(売渡票の交付)

第19条 卸売業者は、取扱物品の卸売をしたときは、直ちに売渡票を買受人に

交付しなければならない。

(出荷奨励金交付の承認申請)

第20条 卸売業者は、条例第31条第1項の規定により出荷奨励金（消費税額を含む。）の交付をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。この場合において、交付の相手方との契約書の写し（契約書がないときは、契約の内容を記載した文書）を添付するものとする。

- (1) 申請年月日
- (2) 申請に係る卸売業者名
- (3) 交付の相手方の住所及び氏名
- (4) 交付の理由
- (5) 交付の交付率、金額及び限度
- (6) 交付の期日又は期間
- (7) 交付の方法及び条件

2 前項の提出は、毎年3月15日までに、申請する年の前年の2月1日から当該年の1月31日までの分について行わなければならない。

3 卸売業者は、条例第31条第2項の規定により承認された事項の内容の変更又は承認された事項に追加をしようとするときは、当該変更又は追加の予定日の15日前までにその旨を市長に申請し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、第1項又は前項の承認をした場合は、書面により通知するものとする。

(完納奨励金交付の承認申請)

第21条 卸売業者は、条例第33条第1項の規定により完納奨励金（消費税額を含む。）の交付をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請年月日
- (2) 申請に係る卸売業者名
- (3) 交付の相手方の住所及び氏名
- (4) 交付の理由
- (5) 交付の交付率、金額及び限度
- (6) 交付の期日又は期間

(7) 交付の方法及び条件

2 前条第2項から第4項までの規定は、完納奨励金の承認の申請及び承認された事項の内容の変更又は承認された事項への追加について準用する。

#### 第4章 市場施設の使用

(市場施設の使用指定申請)

第22条 条例第36条第1項の規定による指定を受けようとする者は、次の事項を記載した書面により、市長に申請しなければならない。

- (1) 申請年月日
- (2) 申請人の氏名
- (3) 使用目的
- (4) 使用施設の種類、使用面積及び使用期間
- (5) その他申請に関し必要な事項

2 市長は、使用の指定をしたときは、書面により通知するものとする。

(使用料の納期)

第23条 条例第36条第2項の規定による使用料は、当該月分を翌月の25日までに納付しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(原状変更の承認申請)

第24条 条例第38条ただし書の規定により市場施設の原状変更の承認を受けようとする使用者は、次に掲げる事項を記載した書面に設計書及び費用見積書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請年月日
- (2) 申請人の氏名
- (3) 事業種目
- (4) 施工箇所並びに事業量及び事業費
- (5) 工事の概要、施工方法及び施工期間
- (6) その他申請に関し必要な事項

2 市長は、使用者が承認を受けて市場施設に変更を加えた場合において、当該使用者が市場施設を返還するときは、当該使用者に対し原状回復又はこれに代る費用の弁償を命ずることができる。

3 市長は、市場施設の原状変更の承認をする場合において、必要があると認めるときは、相当の指示をし、又は変更させ、若しくは除去を命ずることがで

きる。

4 市場施設の原状変更の承認又は前項の指示等を受けた使用者は、工事竣工の際、遅滞なく次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出し、その検査を受けなければならない。

- (1) 届出年月日
- (2) 届出人の氏名
- (3) 事業種目
- (4) 施工箇所並びに事業量及び事業費
- (5) 工事の概要、施工方法及び施工期間（着工日及び竣工日）
- (6) その他届出に関し必要な事項

#### 第5章 管理

（臨時の休業又は営業）

第25条 卸売業者又は関連事業者は、開場の期日に休業し、又は休日に営業しようとするときは、あらかじめその期日及び理由を付した書面により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請の承認をしたときは、書面により当該申請者に通知するものとする。

（試算表）

第26条 卸売業者は、毎月25日までに前月分の試算表を市長に提出しなければならない。

（決算報告）

第27条 卸売業者は、毎決算期に次に掲げる書類を作成し、遅滞なく市長に提出しなければならない。

- (1) 財産目録
- (2) 貸借対照表
- (3) 事業報告書
- (4) 損益計算書
- (5) 利益金処分書又は欠損金処理書
- (6) 株主及び従業員の期末現在名簿

（届出）

第28条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 買受人が買受代金の支払を怠ったとき。
- (2) 定款を変更したとき。
- (3) 取締役その他役員に変更があったとき。
- (4) 資本金又は出資額に変更があったとき。
- (5) 総会の決議があったとき。

(掲示事項)

第29条 市長は、次に掲げる事項に該当した場合は、市場の見やすい場所にその旨を掲示するものとする。

- (1) 買受人に係る条例第12条の規定による承認又は条例第14条の規定による承認の取消しをしたとき。
- (2) 関連事業者の条例第16条の規定による許可又は条例第17条の規定による許可の取消しをしたとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認めるとき。

## 第6章 雑則

(委任)

第30条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年6月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の米沢市青果物地方卸売市場施行規則（以下「改正前の規則」という。）第11条の規定により交付された買受人の承認に係る買受人章は、当該買受人の承認の有効期間の満了する日までの間は、改正後の米沢市青果物地方卸売市場施行規則（以下「改正後の規則」という。）第11条の規定により交付された買受人の承認に係る買受人章とみなす。
- 3 改正前の規則の規定により市長に提出された書類及び市長が交付した書類は、改正後の規則の相当規定により市長に提出された書類及び市長が交付した書類とみなす。